

2025 年度 逗子市立沼間小学校 いじめ防止基本方針

いじめとは・・・

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わないと、されています。（いじめ防止対策推進法より）

いじめへの考え方

【いじめへの基本的な考え方】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な侵害を及ぼすおそれがあるものです。いじめはどの児童にも起こりうる問題であり、また人として許されない行為です。いじめが見つかった場合には、学校・家庭・地域が連携して対応する必要があります。学校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決、そして根絶のために全職員で取り組み、組織的に迅速・適切な対応をしていきます。

いじめを防ぐには、早く見つけるには

【いじめ防止等のための取り組み】一次支援

【未然防止】

- ① すべての教育活動を通じて、命や人権を尊重し豊かな人間性を育みます。
- ② 規範・規律が守られるような学級経営を大切にします。
- ③ 人との良い関わり方を、日々の生活の他に、道徳や学級活動でも取り組みます。
- ④ 分かる授業を展開し、自己有用感が育まれるようにします。
- ⑤ 保護者や地域に対して、開かれた学校づくりに努めます。
- ⑥ いじめは決して容認できないという共通認識に立ち、組織的に対応します。

【早期発見】

- ① 児童・保護者から定期的な聞き取りをします。
全児童対象の「せいかつアンケート調査」年3回
(6月・10月・12月)
保護者面談 年3回 (4月・7月・12月)
- ② 児童及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう、その体制づくりを行います。
(スクールカウンセラーの活用・いじめ相談窓口の周知)
- ③ いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、職員の資質向上を図ります。

いじめは早期対応！

【いじめ防止等のための取り組み】二次支援

【早期対応】

〇いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐに止めます。〇いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無について確認をします。〇いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と、その保護者への助言を継続的にを行います。〇いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、教職員の誰かに知らせる勇気を持つように指導します。〇はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させます。〇いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を、関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。〇犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。(必要に応じて『学校警察連携制度』を利用していく) ※学校警察連携制度とは、違法行為を繰り返している子どもの立ち直りや、犯罪被害に遭うおそれがある子どもを守るために、学校と警察が相互に児童・生徒の個人情報を提供して、学校、家庭、警察が一体となった指導や支援を行うものです。

【インターネット上のいじめへの対応】 児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等の必要な啓発活動を行います。いじめが発生した場合は、速やかに市教育委員会を通じて専門機関と連携して対応していきます。

※児童が SNS やオンラインゲームを利用する場合は、ご家庭でもルールやモラルについて話し合いをお願いします。

逗子市立沼間小学校 いじめ発生時の対応

いじめの発見

- ★児童・保護者からの訴え ★担任・学年・教職員の気づき ★SC・SSW 巡回チーム各関係機関からの情報提供
★周りの子どもからの相談 ★せいかつアンケート等の記述・面談★学童・ふれスク指導員からの情報提供

SC:スクールカウンセラー SSW:スクールソーシャルワーカー

対応基本手順



(1) いじめの把握→報告

- ・速やかに学年、コーディネーター、校長・教頭に報告をする

(2) いじめ問題対策会議の開催

①事実確認の役割分担と方法を検討・確認

- ・必ず当該児童、関係児童に聞き取りをする
- ・誰が(原則二人以上)・いつ・どこで・誰に・どのように聞き取り、事実確認をするのか検討・確認をする

②確認内容の共有

- ・いじめ防止会議参加者に報告をする
- ・記録の共有・整理(担任・コーディネーターが記録)をする

③具体的な指導方針・役割分担・保護者への連絡方法の検討

- ・誰が・いつ・どこで・誰に・どのような指導・連絡をするのか

④保護者への連絡(聞き取りと状況や指導方針の報告)

- ・当該児童の保護者に報告をする ・関係保護者に具体的な対応方針等の理解を得る
- ・個人の解釈を交えず、経緯と事実を伝え、保護者の話を丁寧に聞き取る

⑤指導と支援

- ・関係児童・観衆や傍観者となった児童に対する指導・関係児童への心身のケアと見守りをする

⑥保護者への連絡(対応についての詳細な説明と承認)

⑦その後の対応 ※校長が教育委員会に適宜報告をする

- ・情報共有・経過観察・記録の整理・暴力行為・いじめ調査に入力をする

【重大事態の判断】

◎重大事態かどうかの判断は、原則として調査組織が判断します。

○いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校は速やかに教育委員会と連携し、対応にあたります。

【重大事態の対応基本手順】 逗子市教育委員会より

- ①調査組織の設置と決定
- ②調査方針の決定
- ③調査の実施
- ④情報提供
- ⑤調査結果のとりまとめ
- ⑥被害児童への情報提供
- ⑦調査結果を学校設置者に報告
- ⑧調査結果を踏まえた対応